

第34回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年3月19日(金) 16:30~16:49

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第34回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、障害福祉課手話通訳者山上美紀さんと、同じく障害福祉課主査長尾和歌子さんのお二方です。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」につきまして、統括調整部長より説明をいたします。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料をご覧ください。本日の会議の開催趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了及び政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認でございます。

対策本部の各部の対応につきましては、次ページ以降に書いてございますが、前回の本部会議から追加変更等になったところにつきましては、アンダーラインを引いております。今回は、警察部で一部変更があるのみでございます。

この資料に関する説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

「感染症の状況」等につきまして、健康福祉部長から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

それでは健康福祉部と右肩にある資料をご覧ください。

県内の状況ですが、感染者の状況は昨日16時半時点のものですが、これまでに判明した感染者は885名、入院中の感染者は38名、宿泊療養施設利用者は22名、自宅療養者が0となっております。

検査の状況、相談センターへの相談件数、コールセンター相談件数はご覧のとおりです。

また、次ページに「感染症患者の療養と検査状況」の詳細がございますので、後ほどご覧ください。

以上です。

○坂本危機管理局次長

「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更」等につきまして統括調整部長より説明があります。

○貝守統括調整部長

タイトルに「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了」とある資料でございますけれども、緊急事態措置を実施すべき期間とされている、同年3月21日をもって緊急事態が終了するとされたところでございます。

次が、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、これは3月18日で変更になったものでございます。内容につきまして若干説明したいと思います。

めくっていただきまして4ページでございます。上の方、長文の最後の方になりますが、二行目のあたりから読み上げます。緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21

日をもって緊急事態措置を終了した。今後は「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととするとされたところで

す。

ここにありますが、緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の対応というものでございますけれども、これは昨日の政府の対策本部で決定された対策でございます。宣言の解除後における再度の感染拡大を防止するために、一つとして、飲食の感染対策、二つとして、変異株対策の強化、三つとして、モニタリング検査など感染拡大防止策の強化、四つとして、ワクチン接種の着実な推進、五つとして、医療提供体制の充実、この五つの柱で取組を進めるとしているものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。12ページの、真ん中よりちょっと上ですが、「新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針」につきましても、ポイントを説明したいと思います。

①、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。

②、先ほど触れました、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえて社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、飲食の感染対策などの感染拡大防止策の強化、それから、変異株対策の強化、ワクチン接種の着実な推進、医療提供体制の充実等の取組を進めていく、としているところで

す。それから、⑥ですが、感染の再拡大が認められる場合には、政府と都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的なPCR検査や営業時間短縮要請等を実施するとともに、まん延防止等重点措置を機動的に活用するなど、速やかに効果的で強い感染対策等を講じることとされております。

その他につきましては、説明を割愛させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」、3月19日変更ということとしておりますが、この対処方針の変更について説明いたします。

変更したところ、まず1番目、「現在の状況」これにつきましては緊急事態宣言が解除されたことに伴いまして、内容を変更してございます。

それから4番目の全般的な方針であります。先程説明いたしました、政府の基本的対処方針を踏まえ、記述内容を変更しております。まず、最初の◆、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。これにつきましては追加であります。次の◆であります。二行目の最後のあたりから、変異株対策の強化、ワクチン接種の着実な推進につきましても、修正させていただいております。一番下の◆であります。感染の拡大が認められる場合には、国と密接に連携しながら、速やかに効果的で強い感染対策を講じる、ということ、国に表現を合わせる形で修正しております。

一枚おめくりいただいて2ページ、上の方、「6 対策実施に関する重要事項」とありますが、その「(2) サーベイランス・情報収集」とありますが、これの〇の四つ目、「変異株の感染拡大防止を図るため、スクリーニング検査による監視体制を強化する。」、この項目を追加しております。

それから最後、5ページの別紙であります。これの変更点であります。期間は3月22日からということにしており、変更したところですが、「【外出全般】」におきまして、これまで特定都道府県との不要不急の往来に係るお願い、それから特定都道府県から移動してきた方へのお願い、この項目につきましては緊急事態宣言の解除に伴い削除をしたところでございます。

私からの説明は以上となります。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に対しまして、なにか質問等ございますでしょうか。よろしいですね。それでは本部長から指示事項とメッセージをお願いします。

○三村青森県危機対策本部長

指示事項であります。

只今、関係部長から報告がございましたとおり、首都圏を対象とした緊急事態宣言が3月21日をもって、解除されます。

しかしながら、年度末・年度初めは、会食や人の往来の増加など感染リスクが高まる時期です。加えて、県職員につきましても人事異動に伴う人の動きもあることから、感染者が多数発生している地域から移動してくる際の健康観察を徹底することはもとより、各職場におきましては、こうしたリスク要因を踏まえ感染防止対策を講じるよう指示します。

感染症患者の発生により、県の業務に支障を来すような事態は避けなければなりませんので、職場のみならず、会食時の感染防止対策等も含め、とり得る対策はしっかりと実施してください。

県内では現在、飲食店等のクラスターが複数確認されており、その封じ込めに全力で対処しているところでありますが、年度末・年度始めにおける感染リスクの高まり等を踏まえ、感染拡大防止に向けて、気を引き締めて、全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示します。

続きまして、本県における感染状況等を踏まえ、県民の皆様方にお願いがございます。

本県ではこれまで885名の感染症患者が確認されています。

2月下旬に一旦落ち着いたかに見えた新規感染症患者の発生は、3月中旬から再び増加に転じ、飲食店や職場等のクラスターが複数発生する事態となっています。

3月の感染症患者は、69名に上っており、その感染経路は会食、職場、同居等となっているところです。時節柄、送別会など会食の機会が増加しますことから、気をゆるめることなく十分な注意が必要です。

また、会食で感染した最近の事例につきましては、

○少人数ではあるものの、「普段一緒にいない人」との会食、

○普段一緒にいる人との会食であったが、「従業員の方や他のお客さん」と「マスクなし」での会話

○マスクは着用したが、お酒が進むにつれ徹底されなくなるといった「はしご酒・深酒」による「気の緩み」

など、感染リスクの高い行動が確認をされているところです。

重ねてのお願いですけれども、送別会や歓迎会といった機会がこれから考えられるわけですが、会食の際には、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」というのを実践していただきますようお願いいたします。

具体的には、「普段から一緒にいる人」と、「少人数」でということをお願いしたいと思っております。また、

○ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶこと

○体調の悪い方は参加しないこと

○会話する時は必ずマスクを着用していただくこと

○短時間で、深酒やはしご酒などを控え、適度な酒量とすること

などに留意していただきたいと思っています。

こういった対策が確保できない場合には、飲食を伴わない開催の検討をお願いします。

飲食店経営者の皆様方におかれましては、こういった時期だからこそ、お客様の安全・安

心を第一に考えて、「密接回避」「飛沫防止」「換気」など、適切な感染防止対策を講じた上で営業していただくことを改めてお願いします。

詳しくは最新の業種別ガイドラインがございます。これに基づく取組を徹底していただきたいと思えます。

また、感染拡大防止には、保健所による積極的疫学調査が不可欠でございます。

感染した方や濃厚接触者の方は、身近な方に感染させないためにも、保健所の積極的疫学調査にご協力をお願いいたします。

次に、県民の皆様方には、これまで緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来は避けていただくようお願いをしてきたところでありますが、この度の緊急事態宣言の解除を受けて、3月21日をもってこの協力要請を終了します。

ただし、全国の感染状況は3月上旬以降、横ばいから微増が続き、リバウンドも懸念されますほか、本県においては、県外からの移動による感染事例も増えているところです。

宣言解除地域も含め、感染症患者が多数発生している地域から青森県に移動してくる方におかれましては、

○検温など、日々の健康観察行うこと

○「三密」となる場面を避けていただくこと

○大人数や長時間に及ぶ飲食を控えていただきたいこと

など移動前二週間程度は感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底していただくとともに、移動後二週間程度は不要な外出を控えるなど感染対策を徹底していただきたいと思えます。

また、感染症患者が多数発生している地域への移動につきましては、移動先の感染状況を踏まえ、慎重に判断していただきますとともに、移動先の自治体を実施する措置に従って慎重に行動していただくようお願いします。

3月中旬から複数のクラスター発生していることに、私としては強い危機感をいただいております。「自分だけは大丈夫」という過信は禁物です。我々、誰しも感染の可能性がございますので、明るい気持ちで新たな春を迎えるためにも、県民の皆様方お一人お一人が感染防止対策を徹底してくださるようお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の対策本部会議を終了といたします。

ありがとうございました。